

令和 8 年度 第 2 回公募

都市整備部行政財産の使用許可申請者（最長 5 年）及び 道路高架下の占用許可申請者募集要項

【 1 募集の趣旨】

大阪府都市整備部が所管する都市整備部行政財産及び道路高架下において、有効活用を図り、使用者及び占用者から納付していただいた使用料及び占用料を道路等の維持管理費に充当することで、府民の安全安心と将来負担の軽減を図るとともに、地域の活性化に寄与することを目的としています。

本募集は、北大阪急行電鉄株式会社の鉄道高架下と国道 4 2 3 号の道路高架下の範囲を一体としての利用となります。

応募される方は、この募集要項及び物件明細をよくお読みいただき、次の各事項をご承知のうえ、お申込みください。

【 2 募集物件一覧】

物件 番号	所 在 地 (路線名)	対 象 面 積 (m ²) (使用許可面積＋占用許可面積)		最低利用料 (円／年) (最低使用料＋最低占用料)	現場説明会 日 時
		使用許可 面積 (m ²)	占用許可 面積 (m ²)		
1	吹田市江坂町二丁目 407 番の一部外	6,737		53,024,100 (11,112,300＋41,911,800)	8 月 31 日 (月) 午後 2 時 00 分
	(国道 423 号榎坂高架橋下)	2,041.47	4,695.47		
2	吹田市桃山台五丁目 1 番 19 の一部外	1,867		4,938,270 (1,060,900＋3,877,370)	9 月 2 日 (水) 午後 2 時 30 分
	(国道 423 号砂子谷高架橋下)	194.89	1,671.22		

○本募集物件は、北大阪急行電鉄株式会社の鉄道高架下の使用許可対象地（「物件明細」丈量図（A））と国道 4 2 3 号の道路高架下の占用許可対象地（「物件明細」丈量図（B））からなります。

○物件番号 2 の募集においては、本募集物件と北大阪急行電鉄株式会社が所有する隣接地（「物件明細」丈量図（C））を一体的に利用することを想定しています。一体的な利用にあたっては、別添「土地一時使用契約書（案）」により、北大阪急行電鉄株式会社との土地一時使用契約の締結が必要となります。

○地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき使用許可を実施し、道路法第 32 条の規定により占用許可を実施するものです。

【3 応募資格要件】

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。

- ①成年被後見人
- ②民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者
- ③被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥破産者で復権を得ていない者

(2) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者で、その該当する事実のいずれについても当該事実があった日から 3 年を経過したものを含む。）であること。

- ①大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ②大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤正当な理由がなくて、大阪府との契約を履行しなかった者
- ⑥前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 3 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- ⑦民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ⑧公募開始の日から審査結果を通知する日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者

(3) 事業を行う上での必要な法的資格を有するもので、日本国内に営業所又は事務所を有していること

(4) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

- (5) 大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 2 号及び第 4 号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。なお、申込者がこの規定に該当していないことを確認するため、同条例第 24 条第 2 項の規定に基づき、申込者の情報を大阪府警察本部に提供しますので、予めご承知置きください。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (7) 大阪府税（大阪府に事業所が無い場合など、大阪府税の納入義務がない者は、本店所在又は本人在住の都道府県税）に係る徴収金を完納し、かつ、最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (8) 都市整備部用地課が実施した公募（事業予定地等における使用許可申請者等の公募、道路占用許可申請者の公募及び普通財産の貸付の入札等一切の公募を含む。）に係る土地について、占用料、賃借料を含む使用料等に係る徴収金をすべて完納していること。
- (9) 都市整備部用地課が実施した公募（事業予定地等における使用許可申請者等の公募、道路占用許可申請者の公募及び普通財産の貸付の入札等一切の公募を含む。）に係る土地について、許可条件等の違反に係る改善命令等の文書を受けていない者であること及び直近 1 年間に許可条件等の違反による許可の取消（撤回）又は契約の解除を受けていない者であること。当該改善命令等のいずれについても当該文書に従い改善を行った者は応募可。
- (10) 令和 7 年度に都市整備部用地課が実施した公募（事業予定地等における使用許可申請者等の公募に限らず、道路占用許可申請者の公募、普通財産の貸付の入札等一切の公募を含む。）において、占用又は使用許可申請者として決定されるまでの間に辞退した者及び、占用又は使用許可申請者としての申請を取りやめた者に該当しないこと。

【4 使用許可及び占用許可物件の募集条件】

(1) 用途の指定

- ① 物件番号の用途は、平面駐車場（コインパーキングを含む。）等、平面利用を想定しております。あくまでも平面利用を想定しておりますので、物件明細に特別な定めがない限り、プレハブ等の簡易構造物であっても設置することはできません。
- ② 運行している鉄道の高架下用地の使用については、物件明細に定める「重要特記事項【都市計画道路御堂筋線鉄道用地】」を厳守してください。
- ③ 次のアからキまでのいずれかに該当する使用はできません。
 - ア. 易燃性若しくは爆発性物件又は悪臭、騒音等を発する物件を保管し、又は設置すること。
 - イ. 政治的又は宗教的用途に使用すること。
 - ウ. 悪臭・騒音・土壌汚染など近隣環境を損うと予想される用途に使用すること。
 - エ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業（ラウンジ、スナック等、規制対象業種に類する営業実態のものは、原則として営業時間を問わず使用できません。）、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業（例：成人向け DVD ショップ等）の用途に使用すること。

オ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用途に使用すること、また、同法第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる用途に使用すること。

カ. その他、住宅の用に供する等大阪府が適さないと判断した用途に使用すること。

キ. 第三者をしてアからカまでのいずれかの用途に使用させること。

(2) 使用許可及び占用許可期間

①使用許可期間は、以下のとおりです。

・ 物件番号1及び2：令和9年4月1日(木)から令和10年3月31日(金)までとします。

②占用許可期間は、以下のとおりです。

・ 物件番号1及び2：令和9年4月1日(木)から令和14年3月31日(水)までとします。

③使用許可については、公用・公共用として使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと大阪府が判断する場合は、使用者の更新許可の求めに応じ、【4 使用許可及び占用許可物件の募集条件】により、使用許可日より5年を限度として引き続き毎年度更新許可を行います。

④使用許可及び占用許可期間満了後の当該地の利用については、大阪府が可能と認める場合に限り、改めて公募するものとします。なお、改めて公募する場合は、既使用者・占用者も公募に参加することができます。ただし、既使用者・占用者も期間満了後の再公募時に際しては、他の応募者と同じ条件での応募となります。

⑤次年度の使用及び占用を取りやめる場合は、前年度の9月30日(土曜日、日曜日の場合は、翌月曜日)までに書面にて事務所長あてに届け出てください。なお、使用・占用者が正当な理由なく、9月30日(土曜日、日曜日の場合は、翌月曜日)を経過後に、次年度の使用及び占用を取りやめる意思表示をした場合は、次年度の使用及び占用を取りやめる意思表示をした日より1年間、大阪府都市整備部用地課の所管するすべての事業予定地等の公募貸付へ応募することができません。

(3) 使用料及び占用料

①使用料及び占用料の額

ア. 大阪府が使用許可及び占用許可申請者として決定した者が提示した応募価格を大阪府が最低使用料及び最低占用料の比により按分した額をもって年額使用料及び占用料とします。

イ. 年度途中で使用開始となる使用許可の場合は、年額使用料を日割り計算し、百円未満を切上げた額とします。占用許可の場合は、年額占用料を月割り計算し、十円未満を切上げた額とします。ただし、使用許可及び占用許可期間が1月に満たない場合は、消費税及び地方消費税相当額が加算されます。

ウ. 応募価格は使用料と占用料の合計金額を年額とし、十円単位で記載してください。

②使用料及び占用料の支払い

使用料及び占用料の支払いは、大阪府が発行する納入通知書により指定する期日ま

でに納めるものとします。なお、許可を受けた時点で使用料の支払い義務が発生するので、使用許可が取り消された時点で使用料が未納であっても、使用料は支払わなければなりません。

③使用料及び占用料の還付

既納の使用料は、行政財産使用料条例の規定により還付しません。ただし、大阪府の事情により使用許可を取り消した場合は、その全部又は一部を還付することができます。

また、既納の占用料についても還付しません。ただし、大阪府が道路法第71条第2項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、既納の占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の取り消しの日までの期間につき算出した占用料の額を超えるときは、その超える額の占用料は還付します。

④使用料及び占用料の減免

使用許可及び占用許可期間中、使用料及び占用料は減額・免除しません。事業収支の悪化等があった場合も同様です。

(4) 使用面積及び占用面積

使用期間及び占用期間中の使用面積及び占用面積を変更することはできません。

なお、出入を行うための通路の確保等でやむを得ず面積を増やす必要があるときは、使用許可及び占用許可とは別に、使用許可・占用許可を受けるようにしてください。

使用許可を別途受けられた場合、使用料については「大阪府公有財産規則」で定める額とし、占用許可を別途受けられた場合の占用料については「大阪府道路占用料徴収条例」で定める額を徴収します。

(5) 使用許可及び占用許可物件の権利設定及び譲渡の禁止

①当該物件を転貸することや権利を譲渡することはできません。

②事業目的が第三者に対する賃貸借（賃貸駐車場等）の場合は、転貸とみなしません。

(6) 法令の遵守

①関係法令及び要綱等を遵守すること。なお、関係法令の調整等は使用者・占用者に行ってください。

②車両出入口の工事等で、道路使用許可が必要となる場合は、あらかじめ所轄警察署と協議してください。

③道路占用許可基準を遵守してください。（別添参照）

(7) 使用者・占用者の協力

①道路に関する工事等に伴う使用許可及び占用許可物件上の設置物件（車両等を含む。）の移転、改築、除却等の費用については使用者・占用者で負担してください。また、災害等により道路管理者及び鉄道管理者が緊急に必要と認めた場合には、使用者・占用者は設置物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用についても負担してください。なお、いずれの場合においても休業等に伴う損失補償などは一切行いません（ただし、法令に規定する損失は除きます。）。

②道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者が占用区域内に立ち入ることを妨げることはできません。

③必要に応じ、当該使用許可及び占用許可の区域内及びその近傍における道路の清掃、除草その他の管理を行ってください。

- ④自動車又は自転車等の駐車需要を生じさせる施設の設置を目的として使用及び占用される場合には、当該施設の利用者により、周辺の道路上に違法駐車されることのないよう適切な措置を講じてください。

(8) 損害賠償保険の加入

駐車場運営等において、利用者、車両、道路構造物及び鉄道構造物等に損害を与えた場合に備え、損害賠償保険に加入してください。

【5 使用料・占用料の改定】

使用料は、大阪府公有財産規則に基づく公有財産台帳価格の改定にともない、大阪府が算出した使用料（最低使用料）が応募価格から按分した使用料を上回った場合は、大阪府が算出した額に改定することとします。

占用料は、大阪府道路占用料徴収条例の改定にともない、大阪府が算出した占用料（最低占用料）が応募価格から按分した占用料を上回った場合は、大阪府が算出した額に改定することとします。

【6 実地調査及び報告】

物件の利用状況等を確認するため、大阪府職員が実地調査し、又は占用者に報告を求めることがあります。

【7 原状回復処置】

使用許可及び占用許可期間満了又は使用許可及び占用許可の取消し等になる時は、期間満了日又は大阪府が指定する期日までに、その責任と負担において、使用及び占用物件を撤去し、原状に回復しなければなりません。

この場合における「原状」とは、当該場所について、更地の状態（これまでの使用及び占用者によって設置されたものを含め、すべての物件が撤去された状態。また、これまでの使用及び占用者によって施工された乗り入れ口（切り下げ）や撤去されたフェンスが復旧された状態。）をいう。ただし、道路管理者が管理上必要な構造物や、道路管理者が個別に存置を認めたものを除く。

【8 応募申込手続】

(1) 申込み方法

①オンラインで申し込む場合

申込受付期間

令和8年9月14日（月）午前10時から令和8年9月18日（金）午後5時まで
提出先 大阪府行政オンラインシステムのホームページにて手続き

(<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>)

②郵送で申し込む場合（必ず簡易書留でお願いします。）

申込受付期間 令和8年9月14日（月）から令和8年9月18日（金）まで

【9月18日（金）必着のこと】

送り先 〒540-8570（住所書き不要）

大阪府都市整備部 用地課財産管理グループ 宛

※封筒の表紙に、「応募申込書在中」と朱書きしてください。

③持参する場合

申込受付期間 令和8年9月14日（月）から令和8年9月18日（金）まで
【午前10時から午後5時まで】

提出先 大阪府中央区大手前三丁目2番12号（大阪府庁 別館7階）
大阪府都市整備部 用地課財産管理グループ

（2）応募に必要な書類（各1通）

① 応募申込書 ※押印欄には、印鑑登録している印鑑を押印してください。
② 印鑑証明書（複数の物件に応募する場合は、原本1通及びコピー）（3ヵ月以内に発行されたもの）
③ 誓約書（2種類あります。） ※印鑑登録している印鑑を押印してください。 （複数の物件に応募する場合は、物件ごとに押印した書類が必要となります。） ※添付している協力業者用様式は、設備の設置・保守、警備、清掃などの業務を外部発注する場合にかぎり、 <u>許可申請時に所管事務所に提出してください。</u>
④ 土地利用・高架下利用計画書（別紙様式1による。） ※概要、計画図（工作物等を含む。）
⑤ 納税証明書類（下記のアとイの両方必要です。） （複数の物件に応募する場合は、原本1通及びコピー） ア. 大阪府税事務所（ただし、大阪府税の納入義務が無いものに限り、本店所在又は本人在住の都道府県税事務所）の発行する全税目の納税証明書（「都道府県税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書（発行日から1ヵ月以内のものに限る。）） なお、申込者住所と異なる住所の納税証明書については、申込者住所と納税証明書に住所記載している支店等との関係性が確認できる資料を添付すること。 （例：ホームページ上での申込者と支店等との関係を示す会社概要を抜粋した資料） イ. 税務署の発行する消費税及び地方消費税の納税証明書〔国税〕 （証明書の種類は「その3」（個人事業主は「その3の2」、法人は「その3の3」でも可）（発行日から1ヵ月以内のものに限る。））

※1 応募に必要な書類①～⑤のすべての書類が揃わない場合は、受付できません。

※2 提出された書類は、返還いたしません。

※3 ⑤アの大阪府税事務所（都道府県税事務所）及び⑤イの税務署（国税）の納税証明書については、法人個人を問わず発行されます。

納税証明書に関するお問合せについては、最寄りのお大阪府税事務所（都道府県税事務所）及び現在の住所地（納税地）を所轄する税務署（国税）にお問合せください。

(参考)

- ・大阪府ホームページ 納税証明書に関するお問合せ(府税事務所の場所等を含む)
(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o050040/zei/alacarte/nouzeishomei.html>)
- ・国税庁のホームページ 納税証明書の交付請求手続(所轄する税務署等を含む)
(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>)

【9 現場説明の実施】

(1) 説明会の参加方法

- ①【2 募集物件一覧】のとおり現地において現場説明を実施しますので、参加される方は、記載の日時までに現地に集合してください。
- ②事前連絡は不要です。

(2) 説明会の所要時間

現場説明会は 30 分程度を予定しております。

(3) 説明会の中止

- ①募集物件の所在市町村において、現場説明会開始 2 時間前時点で大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発令されている場合は、現場説明会を中止とさせていただきます。
- ②現場説明会が雨天等の理由により中止となった場合は、説明する予定であった情報をホームページ上で公表します。
- ③気象状況は、こちらから確認できます。⇒ [おおさか防災ネット](#)

(4) その他

- ①現地には駐車スペースがありませんので、公共交通機関をご利用ください。
- ②現場説明会での説明内容も募集要項の一部となります。

【10 使用許可及び占用許可申請者の決定方法及び公表等】

- (1) 使用許可及び占用許可申請者の決定にあたっては、応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者のうち、各募集物件の最低価格以上かつ最高の価格で応募申込を行った者に対して、申請候補者となった旨の通知文書を送付します。なお、利用計画については、この時点で決定したわけではありません。使用許可及び占用許可申請の段階で許可権者の指導等により変更が生じることがあります。また、この決定は、申請候補者が提示した事業計画等が関係法令や要綱等に適合している旨、関係行政庁等に認められたことを意味するものではありません。
- (2) なお、申請候補者が法人の場合は、申請候補者となった旨の通知文書に記載された期日までに、yochi@sbox.pref.osaka.lg.jp あて、役員一覧表(別紙様式 2 による)の暗号化した(暗証番号を付した)電子データを添付して、返信ください。送信後、お手数ですが暗証番号は、電子メールでは送らず、必ず電話連絡(06-6944-6783)等で本要項に記載の大阪府都市整備部用地課財産管理グループ担当へお伝えください。ただし、役員一覧表は直接持参又は郵送でも可とします。
- (3) 大阪府では、大阪府暴力団排除条例の施行に伴い、府有財産の処分、貸付け等から暴力団を排除することとしております。したがって、同条例第 26 条並びに公有財産の管理、処分に係る暴力団排除措置要綱第 5 条及び第 6 条の規定に基づき、(2)に

より申請候補者の個人情報収集のうえ、大阪府警察本部に提供します。なお、申請候補者が個人の場合は、この公募にかかる入札参加の申込時に提出いただく誓約書に記載の個人情報を、同様に大阪府警察本部に提供します。また、上記の書類を提出いただけない場合は、申請候補者としての資格を取り消します。

(4) 大阪府警察本部より、申請候補者（法人の場合は監査役を含む全役員のいずれか）が、大阪府暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者である旨の回答があった場合、申請候補者としての資格を取り消します。

(5) 大阪府警察本部より、申請候補者（法人の場合は監査役を含む全役員のいずれか）が、大阪府暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の回答があった場合、申請候補者を正式に使用許可及び占用許可申請者として決定します。

(6) 選定結果については、決定された者に令和8年11月13日（金）付けで決定を通知するとともに、同日の午後2時頃に大阪府のホームページで公表する予定です。

なお、ホームページでの公表はシステムの都合上予定時刻を多少前後する場合があります。

(7) 選定結果に対して疑問や質問がある応募者は、結果通知日から1週間以内に文書で【14 問合せ先】(1) 公募に関する問合せ先までご連絡ください。ご連絡後、可能な範囲で選定結果の説明を行います。

(8) 二者以上同額で最高価格の場合は、令和8年9月28日（月）午前11時に開催を予定しております申請候補者抽選会にて『くじ』で決定します。

くじは原則、同額の最高額を提示した応募者に参加頂きますのでご協力お願いします。

(9) (1) により申請候補者となった者が、令和8年10月8日（木）までに辞退した場合は、次順位の者に対して申請候補者となった旨の通知文書を送付します。なお、令和8年10月8日（木）までに使用及び占用を辞退した者は、同一物件に再公募があった場合の申込はできません。

(10) (1) により申請候補者となった法人が、当該通知文書記載の期限内に(2)による役員一覧表（別紙様式2）等の書類を提出しない場合は、辞退したとみなし、次順位の者に対して申請候補者となった旨の通知文書を送付します。

(11) (1) により申請候補者となった者が辞退期限の翌日から使用許可及び占用許可申請者として決定されるまでの間に辞退した場合並びに(9)及び(10)の通知文書を受けた者が使用許可及び占用許可申請者として決定されるまでの間に辞退した場合は、都市整備部用地課が実施する公募（事業予定地等における使用許可申請者等の公募に限らず、道路占用許可申請者の公募、普通財産の貸付の入札等一切の公募を含む。）への応募は、申請を取りやめた対象地に係る公募があった日の翌月1日から起算して一年間は不可とします。

(12) 使用許可及び占用許可申請者として決定された者が申請を取りやめた場合は、都市整備部用地課が実施する公募（事業予定地等における使用許可申請者等の公募、道路占用許可申請者の公募及び普通財産の貸付の入札等一切の公募を含む。）への応募は、申請を取りやめた対象地に係る公募があった日の翌月1日から起算して一年間は、不可とします。

【1 1 使用許可及び占用許可手続】

(1) 使用許可申請者は、次の関係書類を添えて、各所管土木事務所に行政財産使用許可申請を行ってください。

- ①行政財産使用許可申請書（各1通）
- ②位置図
- ③現況平面図
- ④土地利用計画図
- ⑤現地写真
- ⑥委任状（代理申請の場合のみ）
- ⑦その他（管理者が必要とする資料）

(2) 占用許可申請者は、次の関係書類を添えて、各所管土木事務所に道路占用許可申請を行ってください。

- ①道路占用許可申請書
- ②位置図
- ③現況平面図
- ④高架下利用計画図
- ⑤工事図面（構造図）
- ⑥現地写真
- ⑦誓約書（占用者による、占用箇所又はその周辺の清掃及び点検に関すること等）
- ⑧委任状（代理申請の場合のみ）
- ⑨その他（道路管理者が必要とする資料）

※ 申請書の提出部数は正本・副本の2部必要です。

(3) 使用許可及び占用許可の申請期限

- ①使用許可及び占用許可の申請は、令和8年12月11日（金）までに行ってください。
- ②特段の理由なく、使用許可及び占用許可に関する手続を行わない場合は、使用者及び占用者の決定を取り消す場合があります。
- ③使用及び占用許可申請者（法人の場合は、監査役を含む全役員のいずれか）が、暴力団員又は暴力団密接関係者である等、【3 応募資格要件】に抵触する者であることが判明した場合又は暴力団の利益になり若しくはそのおそれがあると認められる使用及び占用であることが判明した場合は、使用許可及び占用許可申請書の提出前にあっては使用・占用許可申請者の決定取消しを、使用許可及び占用許可申請書を提出し受付した後にあっては不許可処分を、使用許可及び占用許可後にあっては当該使用許可及び占用許可の取消処分を、それぞれ行います。

(4) 使用及び占用廃止届

使用及び占用期間の満了等により、使用等が終了する際は、使用及び道路占用廃止届を必ず提出してください。

なお、使用及び占用期間の満了に伴う再公募の結果、引き続き同じ占用者が占用される場合であっても、一旦、それぞれの廃止届を提出していただきますようお願いいたします。

【1 2 費用負担】

募集への参加、使用許可及び占用許可に関する一切の費用は、申込者の負担とします。

【１３ その他】

今回の使用許可及び占用許可申請者募集により提出された応募申込書及び添付書類等に記載された個人情報につきましては、本募集事務以外の目的には使用しません。

【１４ 問合せ先】

（１）公募に関する問合せ先

大阪府都市整備部用地課財産管理グループ

担当： 澤野、石谷

Tel 06-6944-6783（直通）

メールアドレス yochi@sbox.pref.osaka.lg.jp

（２）使用許可及び占用許可に関する問合せ先

物件番号１、２ 大阪府茨木土木事務所 管理課

Tel 072-627-1121（代表）

**都市整備部行政財産の使用許可申請者（最長５年）及び
道路高架下の占用許可申請者応募申込書**

大 阪 府 知 事 様

実印

電話

記

物件番号	利用計画	応募価格（年額利用料）								
第 号 （物件番号を記入してください。）	別添利用 計画書の とおり	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	十	一
										0円

① 印鑑証明書 ② 誓約書(指定様式。2種類)
③ 土地利用・高架下利用計画書 ④ 証明書類等

誓 約 書

私は、大阪府が実施する「令和８年度第２回公募都市整備部行政財産の使用許可申請者（最長５年）及び道路高架下の占用許可申請者募集」の応募申込みにあたり次の事項を誓約します。

- 1 令和８年度第２回公募都市整備部行政財産の使用許可申請者（最長５年）及び道路高架下の占用許可申請者募集要項【３ 応募資格要件】に定める応募に必要な資格を有しています。
- 2 令和８年度第２回公募都市整備部行政財産の使用許可申請者（最長５年）及び道路高架下の占用許可申請者募集要項、物件明細書その他関係法令をすべて遵守します。
- 3 現状有姿で使用許可及び占用許可を受け、現地におけるアスファルト舗装やネットフェンスなどの付帯施設の撤去等現状変更については、大阪府と協議の上実施します。
- 4 土地利用・高架下利用に関する隣接土地所有者、地域住民及び関係機関との調整については、すべて自己の責任において行うことを承知の上で応募します。
- 5 募集結果に関しては、大阪府のホームページ等にその内容（物件所在地、面積、決定者名及び応募価格）が公表されることに同意します。
- 6 土地利用・高架下利用は、暴力団の利益になり、又はそのおそれのあるものではありません。

令和 年 月 日

大阪府知事 様

住 所
(所在地)

氏 名 (フリガナ)
(法人名・代表者氏名) (フリガナ)

実印

誓 約 書

当該行政財産の使用許可及び道路高架下の占用許可申請者募集（**物件番号__号**）に応募するに当たって、大阪府暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（以下「規則」という。）を守り、下記事項について誓約します。

記

	誓約事項	チェック欄
1	規則第3条第1項各号のいずれにも該当しません。	☐
2	条例第11条第2項の規定により、大阪府から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。	
3	本誓約書その他の大阪府に提出した書面等を、大阪府が大阪府警察本部に提供することに同意します。	
4	規則第8条及び第10条に規定する事項について、遵守します。	

（注）**物件番号**を記入し、上記の内容を確認した上で、**チェック欄の□にレ点**を記入してください。

大阪府知事 様

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者の氏名(フリガナ)

代表者の生年月日

年 月 日

（1）次の者は、「規則第3条第1項各号」に該当します。

①暴力団員

②自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

③暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品等の利益又は役務の供与をした者

④暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない金品等の利益又は役務の供与をした者

⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

⑥役員等(事実上、経営に参加している者を含む。)が①から⑤までのいずれかに該当する事業者

⑦①から⑥までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、大阪府が発注する公共工事等の下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

（2）元請負人は、次の事項を遵守しなければいけません。（規則第8条及び第10条関係）

①下請契約又は再委託契約を締結する前に下請負人に誓約書を提出させなければいけません。誓約書を提出しない者を下請負人としてはいけません。

②下請契約の前に、下請負人の名称等を、府に通知してください。

③下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結する前に、相手方が入札参加除外者又は誓約書違反者に該当しないことを確認してください。

④下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結した者が、その契約を締結した日から契約期間が満了する日までの間に上記(1)①から⑦までのいずれかに掲げる者に該当することとなったとき又は誓約書違反者となったときは、その下請契約等の解除を求めなければいけません。

（あらかじめ、契約書に暴力団排除条項を盛り込んでおく等の対応が考えられます。）

⑤公共工事等に係る契約の履行に当たって、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに府に報告してください。

※下請負人には第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含みます。

※本様式においては、規則第8条及び第10条の「元請負人」を「応募者」、「下請負人」を「協力業者」とする。

誓 約 書

当該(物件番号__号)行政財産の使用許可及び道路高架下の占用許可者が発注する業務等を受注するに当たって、大阪府暴力団排除条例(以下「条例」という。)及び大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(以下「規則」という。)を守り、下記事項について誓約します。

記

	誓約事項	チェック欄
1	規則第3条第1項各号のいずれにも該当しません。	☐
2	条例第11条第2項の規定により、大阪府から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等(役員名簿等)により提出します。	
3	本誓約書その他の大阪府に提出した書面等を、大阪府が大阪府警察本部に提供することに同意します。	
4	規則第8条及び第10条に規定する事項について、遵守します。	

(注) 物件番号を記入し、上記の内容を確認した上で、チェック欄の口にレ点を記入してください。

大阪府知事 様

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者の氏名(フリガナ)

代表者の生年月日

年 月 日

- (1) 次の者は、「規則第3条第1項各号」に該当します。

①暴力団員

②自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

③暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品等の利益又は役務の供与をした者

④暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない金品等の利益又は役務の供与をした者

⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

⑥役員等(事実上、経営に参加している者を含む。)が①から⑤までのいずれかに該当する事業者

⑦①から⑥までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、大阪府が発注する公共工事等の下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者
- (2) 元請負人は、次の事項を遵守しなければいけません。(規則第8条及び第10条関係)

①下請契約又は再委託契約を締結する前に下請負人に誓約書を提出させなければいけません。誓約書を提出しない者を下請負人としてはいけません。

②下請契約の前に、下請負人の名称等を、元請人を通じて府に通知してください。

③下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結する前に、相手方が入札参加除外者又は誓約書違反者に該当しないことを確認してください。

④下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結した者が、その契約を締結した日から契約期間が満了する日までの間に上記(1)①から⑦までのいずれかに掲げる者に該当することとなったとき又は誓約書違反者となったときは、その下請契約等の解除を求めなければいけません。
(あらかじめ、契約書に暴力団排除条項を盛り込んでおく等の対応が考えられます。)

⑤公共工事等に係る契約の履行に当たって、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに府に報告してください。

※下請負人には第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含みます。

※本様式においては、規則第8条及び第10条の「元請負人」を「応募者」、「下請負人」を「協力業者」とする。

土地利用・高架下利用計画書

応募者氏名（法人名）			
物件番号	第 号	物件所在地	

使 用・占 用 目 的 及 び 概 要
（使用・占用目的）
（概 要）

計 画 図		

※1 この利用計画書は、募集要項及び物件明細書に記載している内容と照合するためのものであり、対象物件の使用・占用許可及びこれに付随する占用許可等が確実に認められるものではありません。

※2 この利用計画書の内容については、道路管理者、河川管理者、市町村又は警察署などにより変更を求められることがあり、変更をされない場合は使用・占用許可がされないことがあります。

土地利用・高架下利用計画書

応募者氏名（法人名）		〇〇 〇〇	
物件番号	第 〇 号	物件所在地	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇-〇

使用・占用目的及び概要

(使用・占用目的)

駐車場

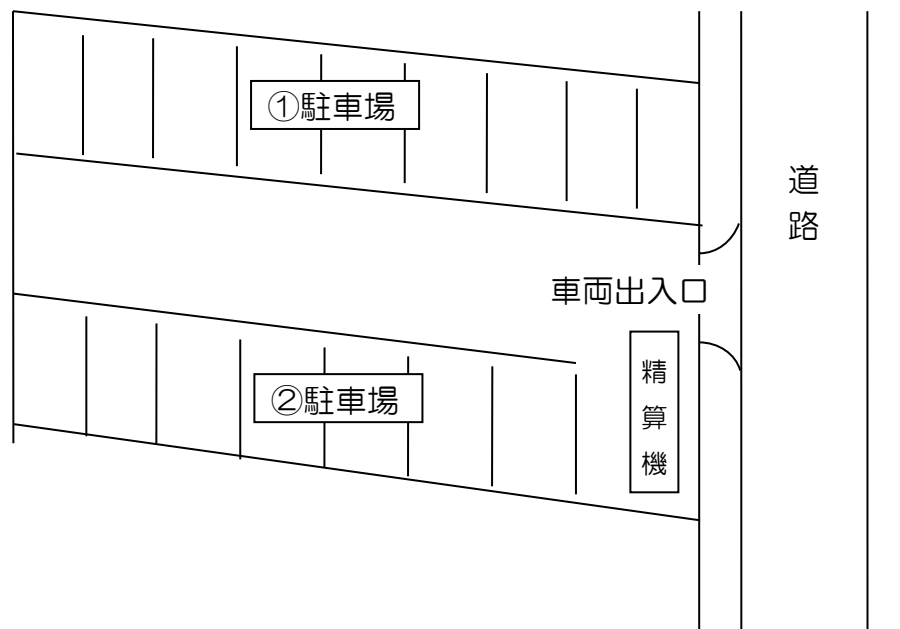
(概要)

- ① 部分は、月極駐車場とする。
 ② 部分は、時間貸駐車場とする。

イメージは下記のとおり。

※出来るだけ詳しく記入してください。

計 画 図



※1 この利用計画書は、募集要項及び物件明細書に記載している内容と照合するためのものであり、対象物件の使用・占用許可及びこれに付随する占用許可等が確実に認められるものではありません。

※2 この利用計画書の内容については、道路管理者、河川管理者、市町村又は警察署などにより変更を求められることがあり、変更をされない場合は使用・占用許可がされないことがあります。

役 員 一 覧 表

(法人名)

役職名	(フリガナ) 氏 名	生年月日
役員一覧表は申請候補者のみの提出書類になります。 応募時には必要ありません。		

役 員 一 覧 表

(法人名) ●●株式会社

役職名	(フリガナ) 氏 名	生年月日
代表取締役社長	オオサカ タロウ 大阪 太郎	S 4 2 . 3 . 2
専務取締役	ナニワ ハナコ 浪速 花子	S 4 4 . 9 . 6
常務取締役	ヨウチ カシジロウ 用地貸次郎	S 4 5 . 1 2 . 1
監査役	カイケイ シロウ 会計 士郎	S 5 1 . 1 1 . 3

※法人登記に登録されている方全員について、上記の要領で記載して下さい。

※用紙が足りない場合は、様式を適宜コピーして下さい。

※この一覧表は、大阪府暴力団排除条例に基づく排除対象者の有無について確認するために利用するものであり、それ以外の用途には一切利用しません。

土 地 一 時 使 用 契 約 書 (案)

北大阪急行電鉄株式会社(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは北大阪急行電鉄高架下の土地の一時使用(以下「使用」という。)について、次のとおり契約を締結する。

(土地の使用条件)

- 第1条 甲は、対象となる土地(以下「土地」という。)を、乙が駐車場用地として使用することを認める。乙は、その他の目的のために使用してはならない。
- 2 駐車場施設の改修・新設工事については、鉄道施設と近接となるため、甲に近接施工協議書を提出し、承認を得てから工事を行うこと。
 - 3 土地利用に関する隣接土地所有者、地域住民及び関係機関との調整については、全て乙の責任において行うこと。
 - 4 平面駐車場(コインパーキングを含む。)の利用を想定しており、プレハブ等の簡易構造物であっても設置しないこと。
 - 5 易燃性若しくは爆発性物件又は悪臭、騒音等を発する物件を保管し、又は設置しないこと。
 - 6 政治的又は宗教的用途に使用しないこと。
 - 7 悪臭・騒音・土壌汚染など近隣環境を損うと予想される用途に使用しないこと。
 - 8 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第1項に規定する風俗営業(ラウンジ、スナック等規制対象業種に類する営業実態のもの(原則として営業時間を問わない。)を含む。)、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業(例:成人向けDVDショップ等)の用途に使用しないこと。
 - 9 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用途又は同法第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、若しくはそのおそれがあると認められる用途に使用しないこと。
 - 10 都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の関係法令及び要綱等に違反する用途に使用しないこと。
 - 11 その他、住宅の用に供する等甲が適さないと判断した用途に使用しないこと。
 - 12 第三者をして5から11までのいずれかの用途に使用させないこと。

(土地の使用期間)

第2条 この契約の使用期間は、2027年4月1日から2032年3月31日まで最大5年間とする。

(土地の使用料)

第3条 土地の使用料は、評価額×(7.4/100)×貸付面積とする。

※(参考)2026 年度土地使用料 年額 金 3,015,000 円。

- 2 乙は、前項の年額使用料を、契約締結日後20日までに、甲の指定する方法により支払うものとする。
- 3 次年度の使用料については前年度末までに甲の指定する方法により支払うものとする。
- 4 既納した年額使用料については返還しないものとする。

(転貸等の禁止)

第4条 乙は、土地を第三者に転貸し、又はこの契約に基づく権利を譲渡してはならない。

- 2 事業目的が第三者に対する賃貸借(賃貸駐車場等)の場合はこの限りでない。

(土地・鉄道施設の管理条件)

第5条 乙は、土地の使用について善良なる管理者の注意をもって管理を行う義務を負うものとする。

- 2 乙は契約後、速やかに情報連絡体制表を作成し、甲に提出すること
- 3 乙は情報連絡体制表に基づき、鉄道施設に異常があれば、甲に即時連絡すること
- 4 乙は土地使用地内の平面的な清掃、除草やゴミの不法投棄の除去対応だけでなく、鉄道施設についても目視で定期的にパトロールを実施して甲に報告すること。
- 5 何らかの原因で鉄道施設への損害を与えたときは、乙の責任・費用をもって完全に修復すること。
- 6 鉄道高架下甲用地内の排水設備等の管理は乙の責任において良好な管理を行い機能を損なわないこと。
- 7 鉄道施設からの雨水や鳥糞等の落下や浸透若しくは鉄道の振動・騒音により、鉄道高架下の駐車場利用者に支障や損害を与えたとしても、甲は責任を負いませんので、防止措置や防護施設に伴う費用等については乙が負担すること。ただし、防護措置や防護施設については甲の承認を得て行うこと。
- 8 鉄道施設が災害その他不可抗力によって破損し、駐車場利用者に支障や損害を及ぼしたとしても甲は責任を負いませんので、補償等については乙で対応すること。
- 9 乙は鉄道高架下用地内で発生した事故やその他緊急事態を発見した場合は、速やかに甲に情報提供を行うこと。
- 10 甲が鉄道施設の点検検査または修繕工事等のため、鉄道用地に職員または指名業者が工事等の目的達成のために立ち入る場合、乙は無償で協力すること、また、災害等により甲が緊急に必要と認めた場合には使用者設置物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用についても負担してください。なお、いずれの場合においても休業等に伴う損失補償などは一切行いません。
- 11 乙は、対象地において、電気自動車を充電するための一般用非接触電力伝送電装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置の設置及び使用はしないこと

(契約の解除)

第6条 甲または乙は第2条に規定する使用期間満了前に、自己都合によりこの契約を解除しようとするときは、その3か月前までに書面により申し入れなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当した場合、甲は、直ちにこの契約を解除することができる。

- ① 関係法令等により、この契約が不可能になったとき。
- ② 乙が、この契約の各条項の一つに違反したとき。

(土地の返還)

第7条 乙は、本契約が期間満了、解約等により終了したときは、乙の負担において土地を原状回復し、甲の指定する期日までに甲に返還しなければならない。

2 ただし、甲が存置を認めた施設についてはこの限りでない。

(誓約書の提出)

第8条 乙は、大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条第58号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、甲に提出すること。

(その他)

第9条 この契約に定めのない事項又はこの契約に定めている事項について疑義が生じたときは、甲乙協議して解決するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を原契約書とともに保有する。

2027年4月1日

甲 豊中市寺内2丁目4番1号
北大阪急行電鉄株式会社
代表取締役社長 西 中 哲 郎

乙